

X 鹿児島県立錦江湾高等学校PTA

1 PTA会則

第1章 総 則

第1条 本会は、鹿児島県立錦江湾高等学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

第2条 本会は、生徒の保護者またはそれに代わる人（以下「保護者」という。）と教職員が協力して、学校内外における生徒の健全な成長をはかるために、会員相互の学習活動、その他の必要な活動を行う事を目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 学校の教育計画の推進。
- (2) 家庭教育に関する学習活動。
- (3) 校外諸団体と協力し、生徒の校外における生活の指導。
- (4) 教育環境の改善充実。
- (5) 教育に関する調査研究。
- (6) 会員相互の親睦と会員の教養向上のための活動。
- (7) その他必要な活動。

第2章 構 成

第4条 本会は、鹿児島県立錦江湾高等学校に在籍する生徒の保護者および同校に勤務する教職員をもって組織する。

第3章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長（原則として各学年2名及び学校代表1名）
- (3) 学年正・副部長（各学年の学級委員長の中から正1名、副1名）
- (4) 評議員（各学級委員長と専門部正副部長、教職員で構成）
- (5) 専門正副部長（研修・事業部・保健体育部・広報・生活指導部から正1名、副1～2名）
- (6) 監 事 3名
- (7) 会 計 2名
- (8) 庶 務 2名

第6条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長、副会長および監事は、評議員会でそれぞれの候補者を推薦し、総会において承諾決定するものとする。
- (2) 学年部長および学年副部長は、各学年部会の互選により選出し、総会に報告するものとする。
- (3) 各学級役員は学級PTAにおいて委員長1名、専門部員2名を選出する。また、専門部員のうち保健体育部員は学級副委員長として委員長を補佐する。
- (4) 教職員会員評議会、会計および庶務は、会長が委託し、総会に報告するものとする。

第7条 役員の任期は、定期総会から翌年の定期総会までの1か年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 会長・副会長および監事に欠員を生じた場合は、評議員会で後任者を選任する。その他の役員の場合は第6条による。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の運営企画の中心となり、評議員会および総会を招集し、これを主宰する。また、本会の代表として必要ある場合、他の諸会合に出席する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その代理をつとめる。
- (3) 学年部長は、学年集会を主宰する。学年副部長は、部長を補佐する。
- (4) 評議員は、評議員会を構成し、第13条第2項の任務を行う。
- (5) 監事は、会計の監査にあたり、総会においてその結果を報告する。
- (6) 会計は、本会の会計を処理する。
- (7) 庶務は、本会の事務を処理する。